

船舶事故調査報告書

令和元年7月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月28日 22時19分ごろ
発生場所	香川県三豊市粟島西方沖 二面島灯台から真方位182° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 17.0′ 東経133° 37.3′）
事故の概要	引船第二十一福寿丸は、台船 ^{（辰）} 3000号をえい航して東進中、浅所に乗揚げた。 第二十一福寿丸は、船底部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年9月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 第二十一福寿丸、99トン 136002、福寿船舶株式会社 27.50m×7.20m×3.00m、鋼 ディーゼル機関2基、736kW（合計）、平成15年6月 B 台船 ^{（辰）} 3000号、不詳 なし、株式会社丸辰商会 65.0m×23.0m×3.5m、鋼 機関なし、1991年（建造）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 44歳 四級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成6年5月19日 免状交付年月日 平成26年8月4日 免状有効期間満了日 令和元年8月24日
死傷者等	なし
損傷	A 船底部外板に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約260cm（粟島）、潮流 南西流約0.1ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、空船のB船をえい航してA船

	<p>の船尾からB船の後端までの長さが約130mの引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、平成30年8月28日10時05分ごろ、兵庫県相生市相生港^{あいのい}に向けて広島県呉市呉港を出港した。</p> <p>A船引船列は、船長Aが、19時30分ごろ、単独で船橋当直につき、操舵装置の左側のレーダーを3Mレンジのコースアップ表示、その左側のGPSプロッターを3Mレンジ、針路を真方位073°として、約6～7knの対地速力で自動操舵により航行した。</p> <p>船長Aは、備後灘航路第7号灯浮標を左舷側に見て航行し、船尾方に1隻の同航船がいたほか船舶がなく、海上が穏やかだったので気が緩み、操舵装置にもたれながら眠気を催し、備讃瀬戸南航路に向けようと自動操舵のダイヤルを回して右に変針して東進中、そのまま居眠りに陥った。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じたので粟島西方沖の浅所に乗り揚げたことに気づき、主機を中立とした後乗組員及び船体の状況を確認し、海上保安庁に本事故発生を通報した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船の喫水は、船首約2.2m、船尾約3.4mであった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、睡眠不足や風邪等による体調不良はなく、薬も服用しておらず、疲れは感じていなかった。</p> <p>A船は、船橋航海当直警報装置を装備していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船引船列は、備後灘を自動操舵により東進中、単独で船橋当直についていた船長Aが、居眠りに陥ったことから、粟島西岸に向かっていくことに気付かないまま航行を続け、A船が粟島西岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、海上が平穏で、船尾方に1隻の同航船がいたほか船舶を認めなかったこと、自動操舵であったこと、同じ姿勢で船橋当直を続けていたことから、覚醒水準が低下して居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>A船が船橋航海当直警報装置を装備していなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船引船列が備後灘を自動操舵により東進中、単独で船橋当直についていた船長Aが、居眠りに陥ったため、粟島西岸に向かっていくことに気付かないまま航行を続け、A船が粟島西岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船橋当直者は、自動操舵で航行中、眠気を感じた際、手動操舵に切り替えたり、同じ姿勢を続けないなど、居眠り運航の防止措置を講じること。・ 船橋航海当直警報装置を装備することが望ましい。
--	---

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生経過概略図

